

# 「栃木県南地域における水道水源確保に関する検討(案)」に対するパブリック・コメントへの意見書

2012年12月26日

栃木県知事 福田 富一様

〒320-0037 宇都宮市清住3丁目2番27号

ムダなダムをストップさせる栃木の会  
代表 高橋 信正

## 第1 意見の趣旨

本パブリック・コメントは、必要性のない「思川開発事業への栃木県の参加」を強引に推し進めることを企図したもので、その対象となる検討案の基本方針そのものも不要ですので、その撤回を求めます。

## 第2 意見の理由

### 1 意見の理由の要旨

- (1) 使う当てのない栃木県の思川開発事業の予定水利権のために、巨額の県税を使い続けることは許されません。
- (2) 県南地域の水道用地下水削減基本方針（以下「基本方針」といいます）は、思川開発事業への参加を続けるために栃木県が窮余の策としてつくった机上の計画であり、実現性は皆無です。
- (3) 栃木県は地盤沈下沈静化のグラフを表に出さないようにして、地盤沈下の心配を煽っていますが、実際には県南地域の地盤沈下は沈静化しており、水道用地下水を減らす必要はありません。

- (4) 県南地域の地下水揚水量のうち、水道用水が占めるのは2割だけですから、もともと水道用地下水の削減を考えること自体が筋違いです。栃木県はその事実も表に出さないようにしています。
- (5) 県南地域の水道用水源井戸は地下水汚染の問題はなく、地下水汚染の面でも水道用地下水を減らす必要はありません。栃木県が一般井戸の汚染データで誤った印象を与えるのは欺瞞です。
- (6) 栃木県が思川開発の水を2市3町に供給するためには巨額の追加投資が必要であり、費用の面でも実現性が皆無です。県は県南地域水道の地下水依存率を基本方針どおりに下げるときの必要な追加投資額を明らかにすべきです。

## 2 使う当てのない栃木県の思川開発事業の予定水利権

栃木県は巨額の負担金を支出して、思川開発事業から0.403 m<sup>3</sup>/秒の水を得ることになっていますが、この水源は使う当てのない水源です。かつては栃木県南部の各市町村に水道用水を供給する栃木県南部水道用水供給事業の構想がありましたが、地盤沈下が沈静化し、水需要の増加がストップしたことにより、この構想は消えてしまいました。

その結果、栃木県の思川開発事業の水源0.403 m<sup>3</sup>/秒は、思川開発事業が完了しても、使う当てがなく、ただ抱えているだけの水源になってしまいました。このように無意味なことに巨額の県税を使い続けることは到底許されることではありません。

## 3 基本方針は机上の計画であり、実現性が皆無であること

### (1) 検証の過程で明らかになった栃木県の水道事業の不存在

思川開発事業の検証が、事業者である(財)水資源機構と国交省関東地方整備局によって進められてきました。その検証項目の一つに「水道事業認可の状況」という項目があり、検証の過程で栃木県の認可水道事業の不存在が浮き彫りになりました。

2012年6月29日の思川開発事業検証の「検討の場・第3回幹事会」で、事業者からの照会「水道事業認可の状況」について栃木県はあいまいな回答しかできなかつたので、追加の回答を求められました。栃木県は窮地に陥り、それ以降、思川開発事業の検証作業も中断されることになりました。

ダム検証の項目「水道事業認可」はダム事業に参画する水道利水予定者が得ておかなければならない必須の条件ですが、栃木県は上記2のとおり、その必須の条件を確保していないことが明るみになったのです。

## (2) 栃木県の窮余の策は「基本方針」という机上計画の策定

そこで、栃木県はこの窮地を乗り切るため、思川開発事業の水源が長期的には必要となるという県南地域・水道用地下水の削減基本方針をつくり、それを水道事業認可に代わるものとして提出することを考えました。その始まりが今回のパブリック・コメントなのです。

栃木県はこのパブリック・コメントのあと、関係市町の意見、公共事業評価監視委員会の意見を順次聞いた上で、県南地域・水道用地下水の削減のために、思川開発事業の水源が長期的には必要となる基本方針を今年度中に策定することを考えています。

このような基本方針は全くの机上のもので、「将来は県南地域の水道用地下水を減らすから、思川開発事業の水が必要となる」とただ語っているだけのものです。制度的な裏付けがない実現性が皆無のもので、常識的には「水道事業認可」の代わりになり得るはずがないのですが、栃木県はこの基本方針で思川開発事業の検証で課せられた課題を乗り切ろうとしています。

## 4 栃木県の基本方針の誤り

### (1) 水道用地下水削減の理由①の誤り

基本方針①は、「県南地域における地下水依存率は高く、栃木市をは

はじめとする 2 市 2 町は全量を地下水のみに依存しており、地下水の代替水源としての表流水を全く有していない。」としていますが、**水道の地下水依存率が高いことは何も問題ではありません。**

全国的に見れば、水源を地下水のみに依存している水道は数多くあります。例えば、よく知られているように、熊本市水道は地下水のみを水源としているので、低廉で安全でおいしい水道水を市民に供給することが可能となっています。

水道水源を地下水のみに依存することが問題となるとすれば、次の三つのケースです。

i 水道の需要が増加して、地下水源だけでは対応できなくなる。

栃木県の「検討案」27 ページに書かれているように、県の水需要予測でも県南地域の給水量は将来は人口減少とともに減ることになっており、i のケースは考える必要はありません。

ii 地盤沈下が進行しているため、地下水依存率を下げなければならない。

後記(2)①で述べるように県南地域の地盤沈下は十分に沈静化しているため、ii のケースも考える必要はありません。

iii 水道用地下水の汚染が起きているため、その使用の一部が困難になっている。

後記(2)③で述べるように、県南地域の水道用地下水は汚染の問題がないので、iii のケースも考える必要はありません。

以上のように、「栃木市をはじめとする 2 市 2 町は全量を地下水のみに依存して」いることは上記の i、ii、iii のいずれにも該当していないのですから、何も問題はありません。

## (2) 水道用地下水削減の理由②の誤り

基本方針②は、「県南地域においては、地盤沈下や地下水汚染が危惧されており、水道水源を地下水のみに依存し続けることは望ましくない。」としていますが、そのようなことはありません。

① 県南地域の地盤沈下は沈静化しています。

「地盤沈下防止対策のための地下水採取規制のあり方について」  
(中間報告) (平成 23 年 11 月 栃木県環境審議会)

[http://www.pref.tochigi.lg.jp/d03/jiban/documents/jiban\\_houkok  
u.pdf](http://www.pref.tochigi.lg.jp/d03/jiban/documents/jiban_houkok<u>u.pdf</u>)

によれば、県南地域の地盤沈下の推移は図-1 のとおりです。問題となる地盤沈下(年間 2 c m 以上)は 1997 年以降、2004 年、2010 年に若干観測された以外は見られなくなっています。2004 年、2010 年は 5~8 月の降水量が例年より少ない特異な年です。

このように年間 2 c m 以上の沈下面積は過去 13 年間、ほぼゼロ行進が続いており、県南地域の地盤沈下は沈静化していると言っても過言ではありません。

しかし、栃木県の「検討案」にはこの図は記載されておらず、「地盤沈下が進行している」という事実とは異なる記述がされています。

**県はなぜ地盤沈下沈静化のグラフを示さないのでしょうか。**

② 県南地域の地下水揚水量のうち水道用水が占めるのは 2 割だけです。

**栃木県はその事実を表に出さないようにしています。**

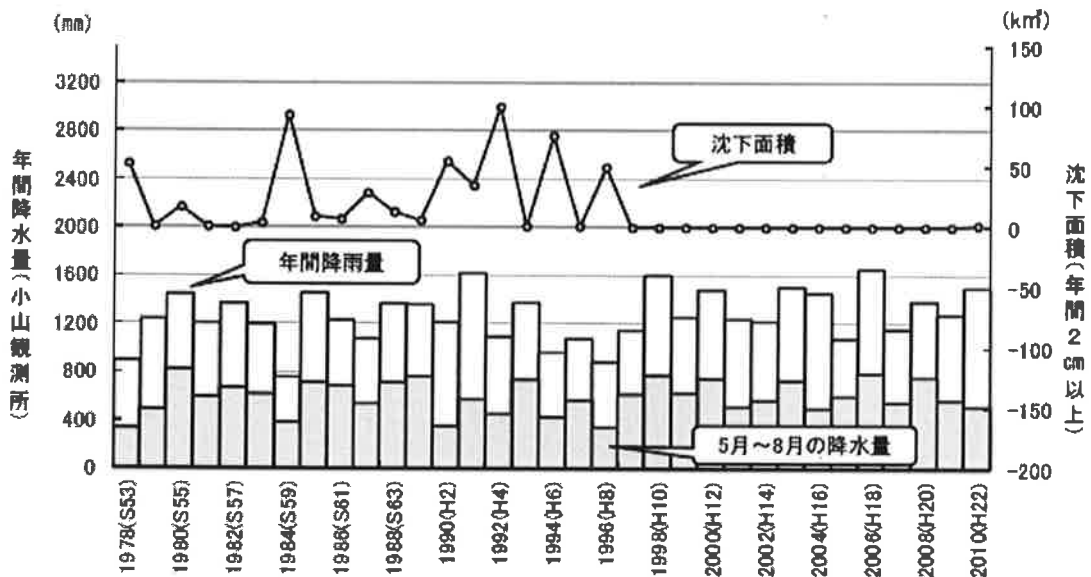
栃木県環境審議会の上記「中間報告」は県南地域・地下水採取量の用途別内訳の図も示しています。その図-4 を見ると、最新年 2009 年は農業用 65%、水道用 19%、工業用 14%、建築物用 2% であり、水道用は 2 割に過ぎません。地盤沈下は上述のとおり、沈静化しているので、そもそも地下水揚水の削減は不要ですが、そのような状況下で、なぜ 2 割に過ぎない水道用地下水を問題にしなければならないのか、不可解です。仮に県の基本方針のとおり、水道用地下水を 35% 削減としたとしても、全地下水揚水量は 7% 減るだけです。

百歩譲って地下水の削減が必要だとしても、農業用地下水の削減に取り組むべきであり、水道用地下水のみ削減を考えるのは筋違いです。

なお、栃木県の「検討案」19 ページにも県南地域の地下水採取量の

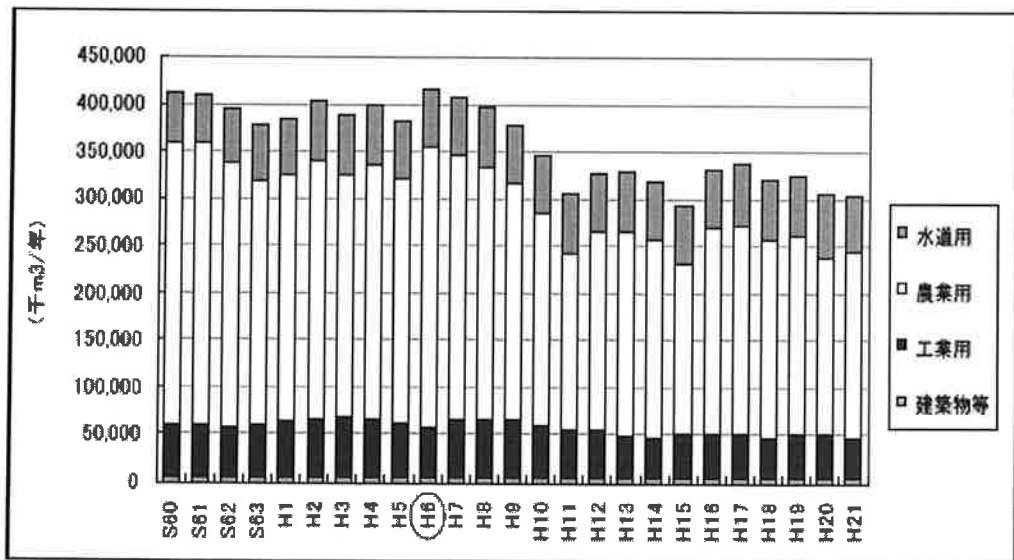
用途別内訳の経年変化図が示されていますが、そこでは上記の図-4とは異なり、農業用水と都市用水（工業用+水道用+建築物用）だけが示されており、水道用地下水が2割弱しか占めていない事実が分からないようになってきています。図の恣意的な作成がされているのです。

図-1 沈下面積と年間降水量の関係



出典：「地盤沈下防止対策のための地下水採取規制のあり方について」（中間報告）（平成 23 年 11 月 栃木県環境審議会）

図-4 県南地域における地下水採取量（推計値）の推移



出典：「地盤沈下防止対策のための地下水採取規制のあり方について」（中間報告）（平成 23 年 11 月 栃木県環境審議会）

栃木県の「検討案」21～22 ページには栃木県内の地下水汚染地区数の経年変化図が示され、あたかも県南地域の水道用地下水にも水質汚染の危機が迫っている印象を与えています。

しかし、そこで取り上げている地下水汚染は一般井戸（農業用や家庭用等の浅井戸）のデータであり、水道水源井戸ではありません。栃木県砂防水資源課によると、県南地域における水道水源井戸の汚染はゼロとのことでした。

県南地域の水道水源井戸は非常に清浄です。たとえば、栃木市の菌部浄水場の2011年度の水道水質を見ると、地下水汚染の水質項目であるトリクロロエチレンやテトラクロロエチレンはゼロに近く、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は水質基準の2割程度で、非常に良好な水質を維持しており、地下水汚染の心配は皆無です。

水道水源井戸は清浄であるにもかかわらず、栃木県の「検討案」は、地下水が危ないという先入観を植え付けるような恣意的な作成がされており、きわめて問題です。

### **(3) 水道用地下水削減の理由③の誤り**

基本方針③によると、「異常気象による渇水リスクが高まる中、県南地域には水道水源として利用できる水資源開発施設がない。」とのことでした。

異常気象による渇水リスクが実際にどの程度あるのか、不明ですが、仮にそのような渇水があった時に、降雨の影響を直接受けるのは地下水ではなく、表流水の方です。ですので、この問題は地下水依存率を減らす理由には全くなりません。栃木県は正反対の話をしています。

### **(4) 水道用地下水削減の理由④の誤り**

基本方針④は、「水資源開発には相当な期間を必要とすることから、長期的な展望に立って、事前対策を講じていく必要がある。」としています。

長期的な展望に立てば、人口の減少で水道の需要が次第に減ってい

くことは必至ですから、新たな水源の必要性が今後はますます失われていきます。この問題についても栃木県は逆のことを言っています。

## 5 更なる問題

### (1) 開発水を2市3町に供給することは費用の面で実現性が皆無です。

県は県南地域の水道の地下水依存率を基本方針どおりにするため  
に必要となる追加投資額を明らかにすべきです。

栃木県が思川開発事業の予定水利権  $0.403 \text{ m}^3/\text{秒}$  を得るために負担する金額は64億円（国庫補助金を含む）にもなります。水資源機構ダムの場合は、利水負担金はダム完成までは水資源機構が起債をして立て替えて負担し、ダム完成後に水資源機構がその起債の元利償還金の支払いを利水予定者に求める仕組みになっていますので、いずれ、県民は思川開発事業について高額の負担を強いられることになりま

す。

そして、思川開発事業の開発水を仮に栃木市、下野市、壬生町、野木町、岩舟町に供給する場合は、思川から取水して各市町まで配水するまでの取水施設、導水施設、浄水施設、配水施設を新たに建設しなければなりません。その建設は巨額の費用がかかります。通常は水源開発負担金の3倍以上はかかりますので、200億円を上回る追加投資が必要となります。

そのように巨額の投資を今後行うことはありえないことですから、費用の面から見てもその実現性は皆無です。今回の県の基本方針は実現性が全くないことが書かれているのです。

栃木県は、県南地域の水道の地下水依存率を基本方針どおりに下げ  
るために、どれほどの追加投資をしなければならないのか、県民にど  
れほどの負担を求めることになるのかを具体的に示すべきです。机上  
の話だけで、思川開発事業への参加を続けることは許されることでは  
ありません。



**(2) 県南地域は小山市も含めると、地下水依存率は目標値をすでに達成**

栃木県の目標設定では県南地域の水道の地下水依存率を現状（平成22年度）92.4%を目標年度である平成42年度に65%（中間目標値）まで引き下げることになっています。

しかし、この目標設定は、あくまで思川開発の予定水利権の必要性を示すためにつくった机上の話であり、実現性が皆無であることは(1)で述べたとおりです。

しかも、この地下水依存率の数字は、県南地域の中心部に位置する小山市を除いた数字です。小山市は地下水依存率が低く、水道の規模が大きいので、小山市<sup>〔注〕</sup>を含めた現在の地下水依存率を求めると、大幅に下がり、下表のとおり、現状ですでに66%になっています。目標値をほぼ達成しているのです。地下水依存率を下げなければならぬと栃木県はしきりに主張していますが、県南地域全体で見れば、その目標はすでに達成されているのです。これを見ても、今回のパブリック・コメントで示した栃木県の基本方針・目標設定は、思川開発への参加を続けるために、無理矢理作ったものであることが明白です。

以上

[注] 小山市は思川開発に別途参加しているため、除外されている。

栃木県南地域の上水道の地下水依存率			
(日本水道協会「平成22年度水道統計」)(取水量は一日平均を示す。)			
	取水量 (m <sup>3</sup> /日)	地下水取水量 (m <sup>3</sup> /日)	地下水依存率 (%)
栃木市	47,093	47,093	100.0
壬生町	10,797	10,797	100.0
岩舟町	7,255	7,255	100.0
下野市	18,945	18,945	100.0
野木町	7,022	98	1.4
2市3町	91,112	84,189	92.4
小山市	45,386	6,173	13.6
小山市を含む 3市3町	136,499	90,361	66.2